



資料編

目次

経営指標	29
財務諸表	31
報酬体系について	35
預金業務関係	35
融資業務関係	36
有価証券関係	39
子会社等の概況／連結基準における指標	40
バーゼルⅢ第3の柱に係る開示	41

》最近の 5 事業年度の主要な経営指標の推移

	第 72 期 令和 3 年度	第 73 期 令和 4 年度	第 74 期 令和 5 年度	第 75 期 令和 6 年度	第 76 期 令和 7 年度
経 常 収 益	4,457,389 千円	4,521,333	4,551,489	4,767,128	5,238,179
経 常 利 益	464,151 千円	297,165	608,840	613,817	590,982
当 期 純 利 益	308,440 千円	333,934	404,711	397,248	405,733
出 資	総 額	3,646 百万円	3,646	3,647	3,644
	総 口 数	36 百万口	36	36	36
純 資 産 額	12,201 百万円	12,129	12,304	11,287	11,012
総 資 産 額	347,131 百万円	341,648	344,053	331,956	327,549
預 金 積 金 残 高	308,176 百万円	310,995	314,493	304,342	301,199
貸 出 金 残 高	168,206 百万円	169,534	168,314	168,520	164,193
有 価 証 券 残 高	26,050 百万円	39,319	40,821	40,500	43,200
単 体 自 己 資 本 比 率	8.96%	9.15	9.39	9.56	9.93
出資に対する配当金 (出資 1 口当たり)	72,916,428 円	72,921,972	72,936,470	72,884,125	72,788,645
	2 円	2	2	2	2
役 員 数	16 人	16	16	15	16
うち常勤役員数	10 人	9	10	10	11
職 員 数	227 人	221	218	213	204
会 員 数	23,002 人	22,915	22,694	22,502	22,170

(注) 残高計数は、期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

》最近の 2 事業年度の主要な業務の状況を示す指標

■業務粗利益

(単位: 千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
資 金 運 用 収 支	3,744,800	3,917,683
資 金 運 用 収 益	4,000,462	4,603,653
資 金 調 達 費 用	255,662	685,970
役 務 取 引 等 収 支	△ 78,111	△ 112,027
役 務 取 引 等 収 益	339,207	327,027
役 務 取 引 等 費 用	417,318	439,054
そ の 他 の 業 務 収 支	△ 137,862	△ 261,557
そ の 他 業 務 収 益	30,843	20,066
そ の 他 業 務 費 用	168,706	281,623
業 務 粗 利 益	3,528,826	3,544,097
業 務 粗 利 益 率	1.06%	1.09%

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■業務純益

(単位: 千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
業 務 純 益	736,420	618,346
実 質 業 務 純 益	736,420	681,961
コ ア 業 務 純 益	822,155	891,085
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	822,155	891,085

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員退職慰労引当金繰入等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

》利 鞘

(単位: %)

	令和 6 年度	令和 7 年度
資 金 運 用 利 回	1.20	1.42
資 金 調 達 原 価 率	0.93	1.12
総 資 金 利 鞘	0.27	0.30

資金運用収支

(単位: 残高 百万円、利息 千円)

	令和 6 年度			令和 7 年度		
	平均残高	利息	利回り (%)	平均残高	利息	利回り (%)
資金運用勘定	331,856	4,000,462	1.20	322,807	4,603,653	1.42
うち貸出金	167,746	3,505,361	2.08	166,838	3,733,059	2.23
うち預け金	119,547	198,614	0.16	110,304	523,776	0.47
うち有価証券	42,700	260,246	0.60	43,827	304,507	0.69
資金調達勘定	325,190	255,662	0.07	316,518	685,970	0.21
うち預金積金	309,888	178,052	0.05	302,224	613,547	0.20
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	15,302	77,609	0.50	14,293	72,422	0.50

- (注) 1. 資金運用勘定は、無利息の預け金の平均残高(令和6年度407百万円、令和7年度328百万円)を控除して表示しております。
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取・支払利息の増減

(単位: 千円)

	令和 6 年度			令和 7 年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	62,422	17,012	79,434	△ 25,973	623,095	597,121
うち貸出金	56,352	△ 64,211	△ 7,858	△ 18,880	246,578	227,698
うち預け金	△ 7,543	79,458	71,915	△ 14,117	339,279	325,161
うち有価証券	13,612	1,765	15,377	7,023	37,237	44,261
支払利息	△ 5,544	138,311	132,766	△ 9,403	439,711	430,307
うち預金積金	△ 433	138,040	137,607	△ 4,293	439,788	435,494
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 5,111	271	△ 4,840	△ 5,109	△ 76	△ 5,186

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については両者の増減割合に応じて按分しております。
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利益率

(単位: %)

	令和 6 年度	令和 7 年度
総資産経常利益率	0.18	0.17
総資産当期純利益率	0.11	0.12

- (注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

》貸借対照表

■資産の部

(単位:百万円)

科 目	第 75 期 令和 7 年 3 月末	第 76 期 令和 8 年 3 月末
(資産の部)		
現金	3,622	3,639
預 け 金	111,505	108,676
コ ー ル ロ ー ン	—	—
買 入 金 銭 債 権	48	25
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	40,500	43,200
国 債	7,924	7,875
地 方 債	13,525	15,463
社 債	13,864	15,261
株 式	1,071	1,072
そ の 他 の 証 券	4,113	3,528
貸 出 金	168,520	164,193
割 引 手 形	239	113
手 形 貸 付	16,780	13,801
証 書 貸 付	144,312	143,369
当 座 貸 越	7,187	6,908
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 け	—	—
そ の 他 資 産	2,362	2,566
未 決 済 為 替 貸	109	155
信 金 中 金 出 資 金	1,800	1,800
前 払 費 用	35	35
未 収 収 益	240	397
そ の 他 の 資 産	177	177
有 形 固 定 資 産	5,062	4,985
建 物	1,123	1,084
土 地	3,667	3,667
建 設 仮 勘 定	11	16
その他の有形固定資産	260	217
無 形 固 定 資 産	83	119
ソ フ ト ウ ェ ア	67	104
の れ ん	—	—
その他の無形固定資産	15	15
繰 延 税 金 資 産	1,747	1,881
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債 務 保 証 見 返	184	154
貸 倒 引 当 金	△ 1,496	△ 1,739
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,202	△ 1,382
資 産 の 部 合 計	332,141	327,703

■負債及び純資産の部

(単位:百万円)

科 目	第 75 期 令和 7 年 3 月末	第 76 期 令和 8 年 3 月末
(負債の部)		
預 金 積 金	304,342	301,199
当 座 預 金	3,850	2,862
普 通 預 金	133,850	126,401
貯 蓄 預 金	131	105
通 知 預 金	426	242
定 期 預 金	154,814	161,230
定 期 積 金	9,449	8,425
そ の 他 の 預 金	1,820	1,931
借 用 金	14,801	13,792
借 入 金	14,801	13,792
そ の 他 負 債	634	715
未 決 済 為 替 借	121	104
未 払 費 用	116	297
給 付 補 填 備 金	0	4
未 払 法 人 税 等	105	38
前 受 収 益	152	127
払 戻 未 済 金	2	5
払 戻 未 済 持 分	0	2
そ の 他 の 負 債	135	136
賞 与 引 当 金	148	146
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	169	112
役員退職慰労引当金	169	175
睡眠預金払戻損失引当金	19	13
偶 発 損 失 引 当 金	75	74
そ の 他 の 引 当 金	—	—
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
再評価に係る繰延税金負債	308	308
債 務 保 証	184	154
負 債 の 部 合 計	320,854	316,691
(純資産の部)		
出 資 金	3,644	3,639
普 通 出 資 金	3,644	3,639
優 先 出 資 金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利 益 剰 余 金	8,779	9,112
利 益 準 備 金	1,822	1,862
その他利益剰余金	6,957	7,250
特 別 積 立 金	6,413	6,693
(特別変動積立金)	6,413	6,693
当期末処分剰余金	543	556
処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 0
自 己 優 先 出 資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会 員 勘 定 合 計	12,423	12,751
その他有価証券評価差額金	△ 1,912	△ 2,516
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	777	777
評価・換算差額等合計	△ 1,135	△ 1,739
純 資 産 の 部 合 計	11,287	11,012
負債及び純資産の部合計	332,141	327,703

》貸借対照表注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、税法基準の償却率によって行っております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	20年～50年	その他	3年～20年
無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。			
 - 貸倒引当金は、予め定めている当金庫の自己査定基準及び償却引当基準に基づき資金等について回収可能額を検討して計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,618百万円であります。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、当該債権に係る過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等や債務者の支払能力に基づき総合的に判断して必要と認める額を計上しております。上記以外の債権についても貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、当該貸倒実績率については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、貸倒実績率算出のための算定期間の見直しや、過去の景気悪化に陥った時期の貸倒実績率を勘案するなどして算出しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部資産査定課(資産査定部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産査定監査部署)が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準により行っております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として11年)による定額法により費用処理。
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として11年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理。
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができなため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。
- 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	△31,890百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(自令和6年4月1日至令和7年3月31日)

	0.2184%
 - 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円(及び別途積立金95,415百万円)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7カ月元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金42百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与との額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 - 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点て収益を認識しております。
 - 固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に含めて計上しております。
 - 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は、32百万円であります。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務(預金積金債務を除く)は、該当ありません。
 - 子会社等の株式又は出資金の総額は、10百万円であります。
 - 子会社等に対する金銭債権は、該当ありません。
 - 子会社等に対する金銭債務総額(預金積金債務)は、35百万円であります。
 - 有形固定資産の減価償却累計額は、2,844百万円であります。
 - 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、勘定系端末、出納機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 - 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の

全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	589百万円
危険債権額	4,936百万円
三月以上延滞債権額	該当ありません
貸出条件緩和債権額	184百万円
合計額	5,710百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は113百万円であります。

- 内国為替決済、歳入代理店契約、水道事業の収納事務取扱、日本銀行当座貸越契約、日本銀行電子貸付制度等の担保として、有価証券272百万円、預け金28,001百万円を差入れております。

- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号及び5号に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 641百万円

- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は50百万円であります。

- 出資1口当たりの純資産額は、302円59銭であります。

- 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。そのため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による審査委員会、自己査定委員会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部及び企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで常勤理事会に報告しております。

- (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用委員会の方針に基づき、常勤理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われております。

このうち、企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

企画部で保有している株式の多くは、純投資目的及び事業推進目的で保有しているものであり、市場環境や取引先の財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は企画部を通じ、常勤理事会及び資金運用委員会において定期的に報告されております。

- (iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「投資信託」の一部、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの

管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合、当事業年度末現在において、ステープル化(短期金利の低下と長期金利の上昇)が生じた場合の経済価値は、1,831百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	108,676	109,240	563
(2) 買入金銭債権	25	25	△0
(3) 有価証券(※3)	42,867	42,867	—
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	42,867	42,867	—
(4) 貸出金(※1)	164,193		
貸倒引当金(※2)	△1,725		
	162,467	162,510	42
金融資産計	314,037	314,643	606
(1) 預金積金	301,199	301,410	210
(2) 借入金(※1)	13,792	10,074	△3,717
金融負債計	314,991	311,485	△3,506

(※1) 貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。その他の証券は、発行体等から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については30.から33.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

当金庫の借入金は無利息及び固定金利であり、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(スワップレート)で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(※1)	10
非上場株式(※1)(※2)	272
信金中出資金(※1)	1,800
組合出資金(※3)	50
合 計	2,133

(※1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中出資金については、企業会計基準適

用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当事業年度において、非上場株式について減損処理はありません。

(※3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、33.まで同様であります。

満期保有目的の債券

該当ありません。

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	735	323	412
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	992	745	247
	小 計	1,728	1,068	659
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	54	65	△10
	債 券	38,600	42,260	△3,660
	国 債	7,875	9,587	△1,712
	地 方 債	15,463	16,490	△1,026
	短期社債	—	—	—
	社 債	15,261	16,182	△920
	その他	2,484	2,987	△502
	小 計	41,139	45,312	△4,173
合 計		42,867	46,381	△3,513

31. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	296	136	8
債 券	992	—	7
国 債	—	—	—
地 方 債	893	—	6
短期社債	—	—	—
社 債	99	—	0
その他	1,119	65	202
合 計	2,407	202	217

33. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価が帳簿価額から50%以上下落している場合をいい、合理的根拠をもって時価回復の見込があると判断した場合を除き、減損処理を実施しております。

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,383百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが9,662百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

[繰延税金資産]	
個別貸倒引当金	1,217百万円
その他有価証券評価差額	997
役員退職慰労引当金	49
賞与引当金	41
退職給付引当金	31
その他	183
繰延税金資産小計	2,521
評価性引当額	△640
繰延税金資産合計	1,881
[繰延税金負債]	
その他有価証券評価差額	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	1,881

36. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、0百万円であります。

》損益計算書

(単位:千円)

科 目	第 75 期 令和 6 年度	第 76 期 令和 7 年度
経 常 収 益	4,767,128	5,238,179
資 金 運 用 収 益	4,000,462	4,603,653
貸 出 金 利 息	3,505,361	3,733,059
預 け 金 利 息	198,614	523,776
コールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	260,246	304,507
その他の受入利息	36,240	42,309
役 務 取 引 等 収 益	339,207	327,027
受入為替手数料	149,926	149,433
その他の役務収益	189,280	177,594
そ の 他 業 務 収 益	30,843	20,066
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	8,406	—
国債等債券償還益	279	117
その他の業務収益	22,157	19,948
そ の 他 経 常 収 益	396,614	287,432
貸倒引当金戻入益	29,885	—
償 却 債 権 取 立 益	117,239	74,818
株 式 等 売 却 益	240,747	203,245
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	8,741	9,368
経 常 費 用	4,153,311	4,647,196
資 金 調 達 費 用	255,662	685,970
預 金 利 息	177,262	608,702
給付補填備金繰入額	790	4,844
借 用 金 利 息	77,609	72,422
その他の支払利息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	417,318	439,054
支払為替手数料	54,939	54,287
その他の役務費用	362,378	384,767
そ の 他 業 務 費 用	168,706	281,623
国債等債券売却損	—	7,187
国債等債券償還損	94,421	202,054
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	74,284	72,381
経 常 費	2,817,741	2,889,051
人 件 費	1,860,830	1,895,599
物 件 費	922,111	956,495
税 金	34,799	36,956
そ の 他 経 常 費 用	493,882	351,496
貸倒引当金繰入額	—	290,527
貸 出 金 償 却	387,626	41,337
株 式 等 売 却 損	19,140	9,980
株 式 等 償 却	83,897	—
その他資産償却	—	1,225
その他の経常費用	3,218	8,425
経 常 利 益	613,817	590,982
特 別 利 益	2,184	3,311
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	2,184	3,311
特 別 損 失	34,276	24,437
固定資産処分損	837	24,437
減 損 損 失	33,439	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	581,724	569,856
法人税、住民税及び事業税	123,832	58,540
法 人 税 等 調 整 額	60,644	105,582
当 期 純 利 益	397,248	405,733
繰越金(当期首残高)	142,878	150,378
土地再評価差額金取崩額	3,135	—
当 期 末 処 分 剰 余 金	543,262	556,111

》損益計算書注記

- 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.子会社との取引による収益総額は、該当ありません。
子会社との取引による費用総額は、58,924千円(人材派遣費用58,890千円、預金利息34千円)であります。
- 3.出資1口当たり当期純利益金額は、11円14銭であります。
- 4.企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、318,290千円であります。
- 5.収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

》剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	第 75 期 令和 6 年度	第 76 期 令和 7 年度
当 期 純 利 益	397,248,122	405,733,326
特別変動積立金取崩額	—	—
土地再評価差額計上額	—	—
土地再評価差額取崩額	3,135,911	—
繰越金(当期首残高)	142,878,511	150,378,419
当 期 末 処 分 剰 余 金	543,262,544	556,111,745
これを下記のように処分する。		
利 益 準 備 金	40,000,000	41,000,000
出資に対する配当金	72,884,125	72,788,645
(配 当 率)	年 2%	年 2%
特 別 積 立 金	280,000,000	330,000,000
繰越金(当期末残高)	150,378,419	112,323,100
合 計	543,262,544	556,111,745

》会計監査人による監査

令和8年6月19日開催の第76期総代会で報告又は承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、福岡監査法人の監査を受けております。

》財務諸表の正確性・内部監査の有効性

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和8年6月22日

熊本第一信用金庫
理事長 鴻 池 卓 児

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定の時期 b. 支払額の計算 c. 支払の対象

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	196

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。
 2. 上記の内訳は、「基本報酬」129百万円、「賞与」56百万円、「退職慰労金」9百万円となっております。
 なお、「賞与」は当年度中に支払った金額です。
 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。
 (3) その他
 「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和7年度は該当する「主要な連結子法人」はありません。
 3. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 4. 令和7年度において、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
流動性預金	133,707	132,683
うち有利息預金	120,765	119,966
定期性預金	175,261	168,633
うち固定金利定期預金	165,472	159,817
うち変動金利定期預金	9	8
その他	919	907
譲渡性預金	—	—
合 計	309,888	302,224

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

定期預金残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
定期預金	154,814	161,230
固定金利定期預金	154,804	161,223
変動金利定期預金	9	7
その他	0	0



阿蘇郡小国町・鍋ヶ滝

≫貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
手形貸付	15,575	15,646
証書貸付	144,081	143,861
当座貸越	7,756	7,113
割引手形	333	217
合計	167,746	166,838

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

≫貸出金残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金	168,520	164,193
うち変動金利	89,174	89,133
うち固定金利	79,345	75,059

≫債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
当金庫預金積金	39	33
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	95	77
その他	—	—
計	134	111
信用保証協会・信用保険	3	1
保証	—	—
信用	47	41
合計	184	154

≫貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
当金庫預金積金	3,437	3,096
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	52,361	51,849
その他	—	—
計	55,799	54,945
信用保証協会・信用保険	46,444	45,924
保証	3,808	3,484
信用	62,467	59,838
合計	168,520	164,193

≫預貸率

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
期末預貸率	55.37	54.51
期中平均預貸率	54.13	55.20

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

≫代理貸付の残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
信金中央金庫	62	53
株式会社日本政策金融公庫	281	209
独立行政法人住宅金融支援機構	3,120	2,885
独立行政法人福祉医療機構	19	12
独立行政法人勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人中小企業基盤整備機構	119	135
合計	3,603	3,296

≫貸出金の使途別内訳

(単位:百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	85,796	50.91	88,158	53.69
運転資金	82,723	49.09	76,034	46.31
合計	168,520	100.00	164,193	100.00

》貸出金の業種別内訳

(単位: 先、百万円、%)

業種区分	令和 6 年度			令和 7 年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	200	4,840	2.87	190	4,631	2.82
農 業、林 業	47	442	0.26	48	381	0.23
漁 業	1	0	0.00	1	0	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	6	215	0.12	6	162	0.09
建 設 業	791	14,512	8.61	776	13,589	8.27
電気、ガス、熱供給、水道業	30	1,835	1.08	31	1,743	1.06
情 報 通 信 業	17	364	0.21	19	353	0.21
運 輸 業、郵 便 業	72	1,751	1.03	72	1,885	1.14
卸 売 業、小 売 業	721	13,938	8.27	684	13,177	8.02
金 融 業、保 険 業	24	4,909	2.91	25	5,117	3.11
不 動 産 業	530	51,486	30.55	526	51,519	31.37
物 品 賃 貸 業	12	309	0.18	12	304	0.18
学術研究、専門・技術サービス業	90	1,435	0.85	84	1,278	0.77
宿 泊 業	27	1,821	1.08	28	1,073	0.65
飲 食 業	472	3,711	2.20	436	3,543	2.15
生活関連サービス業、娯楽業	244	5,663	3.36	237	5,071	3.08
教 育、学 習 支 援 業	35	789	0.46	30	675	0.41
医 療、福 祉	131	6,197	3.67	128	5,490	3.34
そ の 他 の サ ー ビ ス	541	8,699	5.16	538	8,713	5.30
小 計	3,991	122,927	72.94	3,871	118,711	72.29
地 方 公 共 団 体	18	11,693	6.93	19	11,756	7.15
個人(住宅・消費・納税資金等)	9,712	33,899	20.11	9,369	33,724	20.53
合 計	13,721	168,520	100.00	13,259	164,193	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

》貸倒引当金の内訳

(単位: 百万円)

	令和 6 年度			令和 7 年度		
	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計
期 首 残 高	405	1,889	2,294	293	1,202	1,496
当 期 増 加 額	293	1,202	1,496	357	1,382	1,739
当期減少額	目的使用	—	768	—	47	47
	そ の 他	405	1,120	293	1,155	1,449
期 末 残 高	293	1,202	1,496	357	1,382	1,739

》貸出金の償却

(単位: 千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
貸 出 金 償 却	387,626	41,337

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	404	589
危 険 債 権	5,570	4,936
要 管 理 債 権	55	184
三 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	55	184
小 計 (A)	6,031	5,710
保 全 額 (B)	4,194	4,441
個 別 貸 倒 引 当 金 (C)	1,187	1,368
一 般 貸 倒 引 当 金 (D)	27	73
担 保 ・ 保 証 等 (E)	2,979	2,998
保 全 率 (B) / (A) (%)	69.53	77.76
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	39.80	53.19
正 常 債 権 (F)	162,816	158,785
総 与 信 残 高 (A) + (F)	168,847	164,495

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
- 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。



菊池市：菊池渓谷

有価証券の平均残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
国債	8,928	8,947
地方債	14,235	14,731
社債	14,389	15,044
株式	995	692
外国証券	—	—
その他の証券	4,151	4,412
合計	42,700	43,827

(注) 商品有価証券については残高はありません。

預証率

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
期末預証率	13.30	14.34
期中平均預証率	13.77	14.50

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

	令和6年度							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	300	—	—	—	3,414	4,209	—	7,924
地方債	599	2,750	1,779	2,975	5,229	191	—	13,525
社債	1,014	3,361	2,383	2,892	4,212	—	—	13,864
株式	—	—	—	—	—	—	1,071	1,071
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	349	1,095	232	1,080	315	—	1,039	4,113
合計	2,263	7,207	4,395	6,948	13,171	4,401	2,111	40,500

	令和7年度							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	974	—	3,216	3,684	—	7,875
地方債	297	6,035	2,508	3,853	2,768	—	—	15,463
社債	2,345	3,539	3,817	4,555	1,003	—	—	15,261
株式	—	—	—	—	—	—	1,072	1,072
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	247	483	1,061	180	250	—	1,304	3,528
合計	2,891	10,058	8,361	8,589	7,238	3,684	2,376	43,200

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券……………保有がありません
2. 満期保有目的の債券……………保有がありません
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「5. 市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。



熊本市熊本城周辺・みずあかり

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和 6 年度			令和 7 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	713	442	271	735	323	412
	債 券	528	527	0	—	—	—
	国 債	300	299	0	—	—	—
	地 方 債	200	199	0	—	—	—
	社 債	28	27	0	—	—	—
	そ の 他	228	195	32	992	745	247
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	1,470	1,166	303	1,728	1,068	659
	株 式	75	89	△ 13	54	65	△ 10
	債 券	34,787	37,081	△ 2,294	38,600	42,260	△ 3,660
	国 債	7,624	8,615	△ 990	7,875	9,587	△ 1,712
	地 方 債	13,325	13,995	△ 669	15,463	16,490	△ 1,026
	社 債	13,836	14,471	△ 634	15,261	16,182	△ 920
合 計	そ の 他	3,821	4,488	△ 666	2,484	2,987	△ 502
	小 計	38,684	41,659	△ 2,974	41,139	45,312	△ 4,173
合 計		40,154	42,825	△ 2,671	42,867	46,381	△ 3,513

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社株式	10	10
その他有価証券 非上場株式 (店頭売買株式を除く)	272	272
組合出資金	63	50

》金銭の信託の時価情報

保有がありません

》商品有価証券の時価情報

保有がありません

》第102条第1項第5号に掲げる取引

1. 金利関連取引……………該当ありません
2. 通貨関連取引……………該当ありません
3. 株式関連取引……………該当ありません
4. 債券関連取引……………該当ありません
5. 商品関連取引……………該当ありません
6. クレジットデリバティブ取引……………該当ありません

 子会社等の概況／連結基準における指標

》当金庫グループの主要な事業内容

当金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に事務処理代行(人材派遣業務)のサービスを提供しております。

》子会社の概況

名 称	株式会社いっしんサービス	事 業 の 内 容	労働者派遣事業
住 所	熊本市中央区花畑町10-31	設 立 年 月 日	昭和60年3月20日
資本金または出資金	1,000 万円	当金庫の議決権比率	100%

》連結基準における指標について

当金庫では、子会社は当金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。 なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は下記のとおりであります。 記 右記算式において、当金庫と子会社間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺消去しております。	資産基準 =	$\frac{\text{子会社の総資産額の合計額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{36\text{百万円}}{327,549\text{百万円}} \times 100 = 0.01\%$
	経常収益基準 =	$\frac{\text{子会社の経常収益の合計額}}{\text{当金庫の経常収益}} = \frac{2\text{百万円}}{5,238\text{百万円}} \times 100 = 0.04\%$
	利益基準 =	$\frac{\text{子会社の当期純利益の額のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の当期純利益}} = \frac{0\text{百万円}}{405\text{百万円}} \times 100 = 0.10\%$
	利益剰余金基準 =	$\frac{\text{子会社の利益剰余金のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の利益剰余金}} = \frac{25\text{百万円}}{9,112\text{百万円}} \times 100 = 0.28\%$



1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	熊本第一信用金庫
資金調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,639百万円
配当率	年2.00%

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、当金庫の自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる内部留保による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理主管部署において、業種別、債務者区分別の状況や大口与信先の状況などを定期的に経営陣に付議・報告し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、自己査定委員会を設置し、融資統合システムによる随時査定を実施しております。自己査定は営業店で第一次査定、審査部及び融資管理部で第二次査定を行い、監査部が正確性の検証をする態勢としております。

リスク計測にあたっては、一般社団法人しんきん共同センターの「企業信用格付システム」を導入し、信用リスクの計量化に向けデータの蓄積を図っております。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を分離し相互に牽制が働く態勢としており、大口与信の取上げにあたっては、通常の審査に加え、融資審査委員会及び常勤理事会で慎重な審議を行っております。

信用コストである貸倒引当金については、「自己査定基準及び手引」、「償却及び引当金計上に関する取扱」に基づき、正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権含む)は予想損失額を見積もり一般貸倒引当金に計上、破綻懸念先債権は個別債務者ごとに損失が見込まれる部分について貸倒引当金を計上、実質破綻先及び破綻先は債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が見込まれる額を減算し、残額を貸倒償却するか又は個別貸倒引当金に計上しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母であるリスク・アセット額を求めるために使用する資産の種類ごとの掛目のことです。

当金庫は標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3機関を採用しております。

- ・ R&I (株式会社格付投資情報センター)
- ・ JCR (株式会社日本格付研究所)
- ・ S&P (S&P グローバル・レーティング)

なお、当金庫はエクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりませんが、金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定においては、経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコアを使用しております。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより被る損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、住宅融資保険、民間保証等がありますが、その手続については、「貸出事務取扱規程」「不動産担保評価基準書」等により適切な事務取扱並びに適正な評価管理を行っております。

バーゼルⅢという信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合に、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合がありますが信用リスク削減方策の一つとして認められております。この際は当金庫が定める「貸出事務取扱規程」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続を省略して払い戻し充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められ当金庫で採用している信用リスク削減手法は、適格担保として自金庫預金積金、保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、上記適格格付機関が付与している格付により判定しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫においては、有価証券投資の一環として買い付けた投資信託の一部に裏付け資産として派生商品取引があるものの、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておらず、これらの取引の取引相手方のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要についての取り決め等は行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家が大きく分類されますが、当金庫においては、該当ありません。

投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適正なリスク管理に努めております。

(2) 証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に関する会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ R&I (株式会社格付投資情報センター)
- ・ JCR (株式会社日本格付研究所)
- ・ S&P (S&P グローバル・レーティング)

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーショナル・リスク管理規程」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの分析を行い、リスク顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、各種「事務取扱規程」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査等を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他リスクについては、苦情等に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。また、一連のオペレーショナル・リスクに関しましては、業務改善委員会等、各種委員会にて定期的に協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会、部長会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク相当額の算定については、自己資本比率告示に基づき、標準的計測手法を採用しています。

- ・ 標準的計測手法の概要：利息・配当金等要素、サービス要素、および金融要素から構成される「事業規模指標 (BI)」に、段階的な限界乗数を乗じて「事業規模指標コンポーネント (BIC)」を算出します。
- ・ 内部損失乗数 (ILM) の適用：金融庁長官が定める基準に基づき、内部損失乗数 (ILM) (※1) を 1 とする計測手法を採用しています。
- ・ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門はありません。
- ・ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失はありません。

(※1) 内部損失乗数 (ILM)：金融機関がオペレーショナル・リスクを評価する際に、過去の内部損失データを基に算出される乗数のこと。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及び日経平均β値 10% 下落時によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況等について、定期的に経営陣に報告を行っております。

一方、非上場株式等、上記以外についても、その状況について、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会

計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値 (現在価値) や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益 (金利収益) が変動するリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、その他の市場リスク (株式リスク等) との関係性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しています。

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標である ΔEVE 及び期間損益変化の指標である ΔNII を、複数の金利ストレスシナリオに基づき算出しており、リスク統括部署が四半期ごとに、資金運用委員会及び部長会に報告するとともに、ΔEVE については最低自己資本額を上回る十分な余裕額を確保するよう管理しております。

万一、金利リスクが自己資本の一定割合を超過するなど、金利リスクが過大となった場合には、有価証券売却などにより資産・負債の残高や期間構成を変化させる方針としております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII に関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25 年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5 年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません
スプレッドに関する前提	割引金利の相関やスプレッドは考慮していません
内部モデルの使用等、ΔEVE 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	該当ありません
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当期の重要性テスト (金利リスク (ΔEVE) / 自己資本の額) の結果は、自己資本額の余裕額を超えているものではありません



バーゼルⅢ 第3の柱に係る開示

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

Ⅱ.自己資本の構成に関する開示事項(単体における開示事項)

(単位:百万円、%)

項 目		令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目(1)	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	12,350	12,678
	うち、出資金及び資本剰余金の額	3,644	3,639
	うち、利益剰余金の額	8,779	9,112
	うち、外部流出予定額(△)	72	72
	うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	293	357
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	293	357
	うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
	適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
	土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
	コア資本に係る基礎項目の額(イ)	12,644	13,035
コア資本に係る調整項目(2)	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	83	119
	うち、のれんに係るものの額	—	—
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	83	119
	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
	適格引当金不足額	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
	前払年金費用の額	—	—
	自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
	少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
	信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
	コア資本に係る調整項目の額(ロ)	83	119
自己資本	自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	12,560	12,915
リスク・アセット等(3)	信用リスク・アセットの額の合計額	124,636	123,286
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
	うち、上記以外に該当するものの額		
	マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,737	6,653
	フロア調整額	—	—
	リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	131,374	129,939
自己資本比率	自己資本比率((ハ)／(ニ))	9.56	9.93

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



バーゼルⅢ 第3の柱に係る開示

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

Ⅲ.令和7年度の定量的な開示事項(単体における開示事項)

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	124,636	4,985	123,286	4,931
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	123,351	4,934	121,274	4,850
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	65	2	120	4
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	12,382	495	12,941	517
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	600	24	600	24
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(うち特定貸付債権を含む)	28,796	1,151	25,876	1,035
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	15,369	614	15,829	633
トランザクター向け	572	22	526	21
不動産関連向け	49,805	1,992	50,061	2,002
自己居住用不動産等向け	4,242	169	4,132	165
賃貸用不動産向け	32,319	1,292	32,647	1,305
事業用不動産関連向け	12,263	490	12,327	493
その他不動産関連向け	979	39	952	38
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け	4,996	199	4,343	173
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	68	2	70	2
取立未済手形	21	0	31	1
信用保証協会等による保証付	1,191	47	1,279	51
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	915	36	1,034	41
上記以外	9,738	389	9,686	387
重要な出資のエクスポージャー	125	5	125	5
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,616	104	2,563	102
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,473	98	2,209	88
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	4,522	180	4,787	191
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—
	短期STC要件適用分	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,280	51	2,003	80
ルック・スルー方式	1,280	51	2,003	80
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	5	0	8	0
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,737	269	6,653	266
BI	4,491		4,435	
BIC	539		532	
ハ. 単体リスク・アセットの額の合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	131,374	5,254	129,939	5,197

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

6. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

2. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高《業種別・残存期間別》

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券		デリバティブ取引				
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業		9,898	9,783	5,027	4,789	4,592	4,793	—	—	8	49
農 業 、 林 業		704	706	700	703	—	—	—	—	4	2
漁 業		2	0	2	0	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		218	157	215	155	—	—	—	—	2	2
建 設 業		16,428	15,696	15,852	15,035	500	500	—	—	51	136
電気・ガス・熱供給・水道業		3,275	2,783	1,875	1,783	1,400	1,000	—	—	—	—
情 報 通 信 業		532	493	373	359	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業		3,628	3,733	1,921	2,045	1,400	1,400	—	—	143	123
卸 売 業 、 小 売 業		15,906	15,400	14,835	14,130	700	500	—	—	342	740
金 融 業 、 保 険 業		8,169	10,536	4,975	5,161	2,800	5,000	—	—	255	237
不 動 産 業		53,622	53,803	52,042	52,509	1,000	1,000	—	—	577	292
物 品 賃 貸 業		310	298	310	298	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		1,662	1,510	1,662	1,445	—	—	—	—	—	65
宿 泊 業		3,171	1,860	1,831	1,083	—	—	—	—	1,339	777
飲 食 業		4,536	4,376	4,509	4,357	—	—	—	—	27	19
生活関連サービス業、娯楽業		8,245	7,623	6,292	5,691	—	—	—	—	1,941	1,920
教 育 、 学 習 支 援 業		870	730	870	730	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		7,434	6,696	6,388	5,729	—	—	—	—	1,046	967
そ の 他 の サ ー ビ ス		10,236	10,147	9,555	9,481	550	550	—	—	119	105
国・地方公共団体等		36,362	39,424	11,694	11,907	24,667	27,517	—	—	—	—
個 人		31,152	30,562	30,951	30,086	—	—	—	—	201	476
そ の 他		65	53	0	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		216,437	216,382	171,888	167,484	37,609	42,260	—	—	6,062	5,916
1 年 以 下		29,927	28,069	28,009	25,414	1,917	2,654	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		19,385	19,865	13,176	10,115	6,209	9,750	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		19,780	27,131	15,470	19,428	4,310	7,702	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		21,973	22,651	15,694	13,267	6,278	9,383	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		38,816	29,924	25,028	22,063	13,787	7,861	—	—		
10 年 超		79,084	81,589	73,978	76,682	5,105	4,907	—	—		
期間の定めのないもの		529	512	529	512	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		209,498	209,745	171,888	167,484	37,609	42,260	—	—		

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には株式等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

6. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	405	293	—	405	293
	令和7年度	293	357	—	293	357
個別貸倒引当金	令和6年度	1,889	1,202	768	1,120	1,202
	令和7年度	1,202	1,382	47	1,155	1,382
合 計	令和6年度	2,294	1,496	768	1,526	1,496
	令和7年度	1,496	1,739	47	1,449	1,739

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	—	15	—	—	—	15	0	0
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	11	13	14	11	11	13	6	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	130	110	130	130	130	110	1	—
卸 売 業 、 小 売 業	65	120	3	65	65	120	—	3
金 融 業 、 保 険 業	92	77	94	92	92	77	—	—
不 動 産 業	136	44	232	136	136	44	—	21
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	127	47	814	127	127	47	1,032	1
飲 食 業	6	6	7	6	6	6	5	—
生活関連サービス業、娯楽業	312	643	253	253	312	643	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	286	208	301	286	286	208	1	47
その他のサービス	8	7	9	8	8	7	9	6
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	24	86	25	24	24	86	3	8
合 計	1,202	1,382	1,889	1,202	1,202	1,382	1,060	88

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

令和6年度	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	3,622	—	3,622	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,088	—	62,088	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	25,902	—	25,902	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	1,176	—	1,176	—	65	6%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	61,913	—	61,913	—	12,382	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,003	—	3,003	—	600	20%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	42,662	3,417	40,603	388	28,796	70%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	30,543	26,892	26,884	2,371	15,369	53%
トランザクター向け	—	21,683	—	1,857	572	31%
不動産関連向け	64,071	4	63,067	4	49,805	79%
自己居住用不動産等向け	15,264	—	15,160	—	4,242	28%
賃貸用不動産向け	34,934	—	34,714	—	32,319	93%
事業用不動産関連向け	12,160	—	11,565	—	12,263	106%
その他不動産関連向け	1,711	4	1,627	4	979	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	4,185	85	4,164	14	4,996	120%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	94	2	94	2	68	70%
取立未済手形	109	—	109	—	21	20%
信用保証協会等による保証付	23,905	186	23,905	18	1,191	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	866	96	866	96	915	95%
合計					113,612	

令和7年度	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	3,639	—	3,639	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	57,022	—	57,022	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	28,267	—	28,267	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	1,201	—	1,201	—	120	10%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	64,705	—	64,705	—	12,941	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,003	—	3,003	—	600	20%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	40,187	2,942	38,551	320	25,876	67%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	31,269	24,684	27,858	2,153	15,829	53%
トランザクター向け	—	19,721	—	1,661	526	32%
不動産関連向け	64,460	1	63,555	1	50,061	79%
自己居住用不動産等向け	14,844	—	14,761	—	4,132	28%
賃貸用不動産向け	35,704	—	35,517	—	32,647	92%
事業用不動産関連向け	12,218	—	11,688	—	12,327	105%
その他不動産関連向け	1,694	1	1,587	1	952	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	3,615	172	3,609	32	4,343	119%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	117	—	117	—	70	60%
取立未済手形	155	—	155	—	31	20%
信用保証協会等による保証付	23,024	219	23,024	21	1,279	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	711	109	711	109	1,034	126%
合計					111,587	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

令和6年度	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	3,622	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,088	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	25,902	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	600	500	—	75	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	61,913	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	3,003	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	129	—	7,513	—	—	—	—	—	—	—	—	5,798	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	79	—	11,719	—	—	—	—	—	—	—	804	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	1,053	—	—	—	—	—	—	—	804	—	—	—	—
不動産関連向け	—	421	—	11,136	296	1,823	—	174	1	341	9	2,595	245	—	3,786	—
自己居住用不動産等向け	—	404	—	11,136	296	683	—	—	1	341	—	—	245	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	16	—	—	—	1,139	—	174	—	—	9	2,595	—	—	2,153	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,632	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	54	—	—	—	—	—	—	—	—	219	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	12	—	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	109	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	23,924	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	92,214	25,067	—	92,543	296	1,823	—	174	1	341	9	3,399	6,263	—	3,786	—

令和6年度	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,622
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	62,088
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25,902
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,176
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	61,913
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,003
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	21,123	—	—	6,427	—	—	—	—	—	—	—	—	40,992
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	15,991	—	—	—	—	662	—	—	—	—	—	—	—	—	29,256
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,857
不動産関連向け	2,709	2,096	—	—	969	—	26,494	9,914	—	—	55	—	—	—	—	63,071
自己居住用不動産等向け	2,039	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,160
賃貸用不動産向け	—	2,085	—	—	—	—	26,494	—	—	—	44	—	—	—	—	34,714
事業用不動産関連向け	670	—	—	—	969	—	—	9,914	—	—	10	—	—	—	—	11,565
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,632
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	1,964	—	—	—	1,940	—	—	—	—	4,179
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	63	—	—	—	—	—	—	—	—	97
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	109
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,924
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	866	96	—	963
合計	2,709	18,087	—	21,123	969	—	9,116	26,494	9,914	—	—	1,996	866	96	—	317,297

(単位:百万円)

令和7年度	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
現金	3,639	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	57,022	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	28,267	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	—	—	—	1,201	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	64,705	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	3,003	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	107	—	9,221	—	—	—	—	—	—	—	—	5,500	—	—	—	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	91	—	11,892	—	—	—	—	—	—	—	777	—	—	—	—	
トランザクター向け	—	—	—	884	—	—	—	—	—	—	—	777	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	344	—	11,017	341	1,646	—	990	0	318	6	1,930	186	—	4,247	—	
自己居住用不動産等向け	—	331	—	11,017	341	516	—	—	0	318	—	—	186	—	—	—	
賃貸用不動産向け	—	12	—	—	—	1,130	—	990	—	—	6	1,930	—	—	2,659	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,588	—	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	11	—	79	—	—	—	—	—	—	—	—	189	—	—	—	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	58	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
取立未済手形	—	—	—	155	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	—	23,046	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	88,928	23,601	—	98,331	341	1,646	—	990	0	318	6	2,708	5,876	—	4,247	—	

令和7年度	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,639	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	57,022	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28,267	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,201	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	64,705	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,003	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	18,478	—	—	5,564	—	—	—	—	—	—	—	—	38,871	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	16,632	—	—	—	—	618	—	—	—	—	—	—	—	—	30,012	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,661	
不動産関連向け	2,916	2,516	—	—	921	—	—	26,232	9,885	—	—	52	—	—	—	63,556	
自己居住用不動産等向け	2,044	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,761	
賃貸用不動産向け	—	2,511	—	—	—	—	—	26,232	—	—	—	43	—	—	—	35,517	
事業用不動産関連向け	871	—	—	—	921	—	—	—	9,885	—	—	9	—	—	—	11,688	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,588	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	1,620	—	—	—	—	1,741	—	—	—	3,641	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	59	—	—	—	—	—	—	—	—	117	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	155	
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,046	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	711	109	—	820	
合計	2,916	19,148	—	18,478	921	—	7,862	26,232	9,885	—	—	1,794	711	109	—	315,057	

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	210,883	13,281	10.02	212,121
40%~70%	15,998	11,176	10.09	16,509
75%	21,159	2,544	13.64	18,087
80%	—	—	—	—
85%	22,606	665	14.68	21,123
90%~100%	10,620	2,896	11.02	10,086
105%~130%	37,003	—	0.00	36,408
150%	2,002	26	10.00	1,996
250%	866	—	0.00	866
400%	—	96	50.00	96
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	321,142	30,686	10.67	317,297

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位: 百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	6,427	5,645	21,806	21,802	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

上記取引について、当金庫は該当ありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等 (単位: 百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	726	726	789	789
非上場株式等	2,167	2,167	2,154	2,154
合 計	2,893	2,893	2,943	2,943

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. その他資産勘定に出資として計上しております非上場の出資は、非上場株式に含めております。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位: 百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	240	203
売 却 損	19	9
償 却	83	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位: 百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	258	401

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位: 百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	—	—

令和7年度				
告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	212,801	11,343	10.01	213,840
40%~70%	15,545	10,904	10.06	16,074
75%	22,097	2,549	13.33	19,148
80%	—	—	—	—
85%	19,679	783	12.29	18,478
90%~100%	9,144	2,400	10.84	8,783
105%~130%	36,603	—	0.00	36,117
150%	1,793	37	30.02	1,794
250%	711	—	0.00	711
400%	—	109	50.00	109
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	318,378	28,129	9.37	315,057

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

上記取引について、当金庫は該当ありません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位: 百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,049	3,489
マニテート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

8. 金利リスクに関する事項 (単位: 百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,719	2,324	224	283
2	下方パラレルシフト	－	－	－	－
3	スティープ化	1,831	2,271		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,831	2,324	224	283
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	12,915		12,560	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

当金庫の動き	年	月	一般社会の動き	当金庫の動き	年	月	一般社会の動き
信用金庫法施行に伴い改組	S26	4	500円札登場		H20	9	麻生政権誕生
	S27	2		帯山支店新築建替		11	
国民金融公庫代理貸付業務の取扱開始	S28	6	熊本大水害	しんきんアグリサポートローン	H21	4	
中小企業金融公庫代理貸付業務の取扱開始	S29	2		「豊作」取扱開始			
	S31	2				8	鳩山政権誕生
	S33	6	阿蘇山大爆発	八王寺通支店、本荘支店店舗統廃合	H22	8	
全国信用金庫連合会代理貸付業務の取扱開始		12		御船支店新築移転	H23	2	
	S35	10	熊本国体開催			3	東日本大震災発生
	S39	10	東京オリンピック開催	大江支店、出町支店店舗統廃合		4	九州新幹線全線開通
住宅金融公庫代理貸付業務の取扱開始	S41	3		「阿蘇草原再生定期預金」取扱開始	H24	1	熊本市政令指定都市へ移行
山鹿信用金庫と合併	S44	8		熊本駅前支店新築建替		2	
	S45	3	大阪万博開催	(くまもと森都心ビル1階)			
	S46	4	新熊本空港オープン			5	東京スカイツリー開業
	S47	5	沖縄本土復活	「Kids しんきん教室」開催		7	九州北部豪雨
本店ビル新築落成		7				8	
環境衛生金融公庫代理貸付業務の取扱開始				教育カードローン取扱開始	H25	12	第二次安倍政権誕生
	S48	2	円の変動相場制移行			1	阿蘇地域が「世界農業遺産」に認定
		10	第一次石油危機	森本会長「しんきん幾星霜」熊日に連載	H26	5	
両替商業取扱開始	S49	3		婚活パーティー「めぐり逢い」開催	H27	4	消費税率8%へ引き上げ
オンライン業務(普通預金)取扱開始	S51	5		合志さくらグラウンドに千原桜植樹	H28	4	
本店にCD設置(第1号)		6				3	平成28年熊本地震発生
医療金融公庫代理貸付業務の取扱開始	S52	5	熊本市人口50万人突破	当金庫が代表となりグループ補助金を申請		4	
		7		刈草支店新築移転	H29	9	
	S53	5	成田空港開港	健軍支店新築建替		6	
日本銀行と取引開始		12				11	
日本銀行歳入代理店事務取扱開始	S54	6	東京サミット開催	全期間固定金利型住宅ローン・事業者ローン取扱開始	H30	2	平昌冬季オリンピック開催
預金高500億円達成	S55	3		各種団体信用生命保険付証貸ローン取扱開始		3	
	S56	3	熊本市などテクノポリス地域指定			5	
国債の窓口販売開始	S58	6				6	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」世界文化遺産登録決定
熊本第一信用金庫歌制定	S59	6				12	
株式会社いっしんサービス設立(子会社)	S60	6		熊本城復興支援定期預金「天守閣」取扱開始		5	平成から令和に改元
		9	プラザ合意		R元	9	ラグビーワールドカップ2019日本大会開催
	S62	4	国鉄民営化			10	消費税率10%へ引き上げ
預金高1,000億円達成	S63	6				11	
	S64	1	昭和天皇崩御	普通預金の通帳レス口座取扱開始			
ファーム/バンキングサービス取扱開始	H元	4	消費税実施	新型コロナウイルス感染症対策支援説明会開催	R2	5	
	H2	10	東西ドイツ統合	預金高3,000億円達成		6	
	H3	2	湾岸戦争(1月～2月)			9	菅政権誕生
		12	ソ連邦消滅			1	米国バイデン大統領就任
	H7	1	阪神淡路大震災発生			4	東京オリンピック開催
		3	地下鉄サリン事件発生	水前寺支店新築建替		10	岸田政権誕生
信託業務の取扱開始		6				11	
	H10	2	長野オリンピック開催			2	ロシアのウクライナ侵攻開始
証券投資信託の取扱開始		12				9	北京冬季オリンピック開催
	H11	9	くまもと未来国体開催				
インターネットバンキングサービス取扱開始	H12	4	全国2番目の女性知事	飲食店応援デジタルスタンプラリー開催		11	
		7	潮谷義子氏初当選		R4	2	ロシアのウクライナ侵攻開始
モバイルバンキングサービス取扱開始		7	2千円の新札発行	店舗内店舗方式により		9	北京冬季オリンピック開催
			沖縄サミット開催	尾ノ上支店を帯山支店内に移転			
私募債取扱開始		11				11	電子交換所による手形交換業務開始
しんきんATMゼロネットサービス開始		12		新町支店、益城支店店舗統廃合	R5	9	
スポーツ振興くじ(サッカーくじ)払戻業務開始	H13	3				10	消費税のインボイス制度開始
(株)九州しんきんカード発足		9	アメリカ同時多発テロ発生	窓口支援タブレットを全店に導入	R6	1	令和6年能登半島地震発生
	H14	3	FIFAワールドカップKOREA/JAPAN開催	商工中金とのサステナブルファイナンスにおける連携開始		3	
個人年金保険の窓口販売開始		10				7	20年ぶりに新紙幣発行
本店ビル耐震・改装工事竣工		12					パリオリンピック開催
個人向け国債の取扱開始	H15	3				9	
		4	イラク戦争によりフセイン政権崩壊	山鹿来民支店新築移転		10	石破政権誕生
植木支店新築建替	H16	10				1	米国トランプ大統領就任
事業者ローン「しんきん応援団」取扱開始		12		「熊本市まちなか再生プロジェクト資金」取扱開始	R7	4	大阪・関西万博開催
(株)アスリートクラブ熊本(ロアッソ熊本)に出資							
決済用預金取扱開始	H17	1		ビジネスカジュアル全総合職に導入		7	
		3	愛知万博開催			10	高市政権誕生
		4	ペイオフ全面解禁	山鹿来民支店が「第29回くまもとアートポリス推進賞選賞」受賞	R8	1	
進学サポートローン「未来」取扱開始	H18	4				2	ミラノ・コルティナ冬季オリンピック開催
		9	第一次安倍政権誕生				
田崎支店新築建替	H19	9	福田政権誕生				

開示内容

このディスクロージャー資料は信用金庫法施行規則で定められた開示項目の他、当金庫が自主的に開示する任意項目が含まれています。

概況・組織

1. 基本方針	2
2. 当金庫の概要	3
3. 総代会制度	4
4. 総代の氏名等	5
5. 主な事業内容	6
6. リスク管理	7
7. 内部管理態勢とコンプライアンス	8~9
8. 金融ADR制度への対応	10
9. 地方創生	11
10. 中小企業の経営改善への取組状況	12
11. 経営者保証に関する取組方針	13
12. 熊本第一しんきんSDGs宣言	14
13. 環境問題への取組み	14
14. 顧客保護等への取組み	15
15. 個人情報保護	16
16. DXの取組みについて	17

経理・経営内容

17. 最近の5事業年度の主要な経営指標の推移	29
18. 最近の2事業年度の主要な業務の状況を示す指標	29
19. 利鞘	29
20. 資金運用収支	30
21. 受取・支払利息の増減	30
22. 利益率	30
23. 貸借対照表	31
24. 貸借対照表注記	32~33
25. 損益計算書	34
26. 損益計算書注記	34
27. 剰余金処分計算書	34
28. 会計監査人による監査	34
29. 財務諸表の正確性・内部監査の有効性	34
30. 報酬体系について	35

預金業務関係

31. 預金積金及び譲渡性預金平均残高	35
32. 定期預金残高	35

融資業務関係

33. 貸出金平均残高	36
34. 貸出金残高	36

35. 債務保証見返の担保別内訳	36
36. 貸出金の使途別内訳	36
37. 貸出金の担保別内訳	36
38. 預貸率	36
39. 代理貸付の残高	36
40. 貸出金の業種別内訳	37
41. 貸倒引当金の内訳	37
42. 貸出金の償却	37
43. 信用金庫法開示債権及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	38

有価証券関係

44. 有価証券の平均残高	39
45. 預証率	39
46. 有価証券の残存期間別残高	39
47. 有価証券の時価情報	39~40
48. 金銭の信託の時価情報	40
49. 商品有価証券の時価情報	40
50. 第102条第1項第5号に掲げる取引	40

子会社等の概況/連結基準における指標

51. 当金庫グループの主要な事業内容	40
52. 子会社の概況	40
53. 連結基準における指標について	40

バーゼルⅢ 第3の柱に係る開示

54. 令和7年度の定性的な開示事項	41~42
55. 自己資本の構成に関する開示事項	43
56. 令和7年度の定量的な開示事項	44~50

その他

57. 営業のご案内	18~20
58. 主な手数料のご案内	21
59. トピックス	22~24
60. 信金中央金庫 ～信用金庫の「中央金融機関」～	25~26
61. 営業店ネットワーク	27
62. 当金庫のあゆみ	51